

【一覧表】

平成28年2月1日施行
 平成29年2月10日一部追加
 平成30年2月15日一部追加
 平成30年7月23日一部修正

許認可等標準処理期間一覧表(森林環境部)

課室等名		大気水質保全課			標準処理 期間(日)	経由機関	経由 日数	処理機関	処理 日数
番号	根拠法令		許認可等の種類						
	法令名	条項							
1	温泉法	3条	1項	温泉掘削の許可	80日	林務環境事務所	20日	大気水質保全課	60日
2	温泉法	5条	2項	温泉掘削の許可の更新	設定しない	林務環境事務所		大気水質保全課	
3	温泉法	6条	1項	温泉掘削の許可を受けた法人の合併又は分割の承認	16日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	9日
4	温泉法	7条	1項	温泉掘削の許可を受けた者の相続の承認	16日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	9日
5	温泉法	7条の2	1項	温泉掘削の変更許可	22日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	15日
6	温泉法	11条	1項	増掘及び動力装置の許可	80日	林務環境事務所	20日	大気水質保全課	60日
7	温泉法	11条	2項	増掘の許可の更新	設定しない	林務環境事務所		大気水質保全課	
8	温泉法	11条	2項	増掘の許可を受けた法人の合併又は分割の承認	16日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	9日
9	温泉法	11条	2項	増掘の許可を受けた者の相続の承認	16日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	9日
10	温泉法	11条	2項	増掘の変更許可	22日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	15日
11	温泉法	11条	3項	動力装置の許可を受けた法人の合併又は分割の承認	16日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	9日
12	温泉法	11条	3項	動力装置の許可を受けた者の相続の承認	16日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	9日
13	温泉法	14条の2	1項	温泉採取の許可	22日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	15日
14	温泉法	14条の3	1項	温泉採取の許可を受けた法人の合併又は分割の承認	16日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	9日
15	温泉法	14条の4	1項	温泉採取の許可を受けた者の相続の承認	16日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	9日
16	温泉法	14条の5	1項	可燃性天然ガスの濃度についての確認	16日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	9日
17	温泉法	14条の7	1項	温泉採取の変更許可	22日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	15日
18	温泉法	19条	1項	成分分析施設の登録	22日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	15日
19	土壤汚染対策法	3条	1項	指定調査機関の指定	75日			大気水質保全課	75日
20	土壤汚染対策法	22条	1項	汚染土壤処理業の許可	75日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	68日
21	土壤汚染対策法	22条	4項	汚染土壤処理業の許可の更新	75日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	68日
22	土壤汚染対策法	23条	1項	汚染土壤処理業の変更許可	75日	林務環境事務所	7日	大気水質保全課	68日
23	土壤汚染対策法	32条	1項	指定調査機関の指定の更新	75日			大気水質保全課	75日
24	公害紛争処理法施行令	15条の3		事件の記録の閲覧の許可	18日			大気水質保全課	18日
25	浄化槽法	57条	1項	指定検査機関の指定	設定しない			大気水質保全課	

備考

- 「経由日数」とは、経由機関の事務所に申請が到達した日の翌日から起算し、許認可等を処理する課室等(処理機関)の事務所に到達する日までの日数をいう。
- 「処理日数」とは、処理機関の事務所に申請が到達した日の翌日から起算し、当該申請に係る許認可等の文書を発送する日までの日数をいう。
- 「処理日数」には、許認可等の前に、国、市町村、審議会その他の機関への協議が法令上求められている場合における当該協議に要する日数を含むものとする。
- 審議会を経て許可されるものについては、申請書提出期限の翌日から起算した場合の期間とする。
- 設定しない理由: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため